

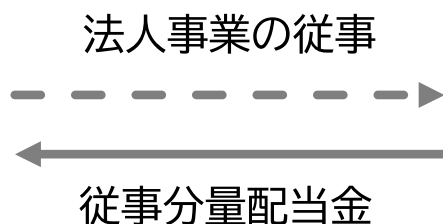
インボイス制度の導入による農業現場への想定される影響 | 農事組合法人

農事組合法人の従事分量配当金

- ✓ 現行は、農事組合法人の従事分量配当金は消費税の課税仕入れとして、農事組合法人側で仕入税額控除が可能であり、消費税還付を受ける又は消費税納税負担が軽くなることにより、農事組合法人の運営にあたり大きなメリットとなっている。
- ✓ インボイス制度の導入により、免税組合員(農業者)に対して支払った当該配当金は仕入税額控除ができなくなる。



免税組合員*
(免税農業者)



農事組合法人

* 適格請求書発行事業者以外の事業者を含む

農事組合法人の納税額
免税組合員に支払った従事分量配当金見合
いの仕入税額控除ができない。

免税組合員*に支払った従事分量配当金が仕入税額控除できなくなることから、
農事組合法人の納税額に影響が想定されます。



2. 事業者ごとに必要なインボイスへの対応(5)農事組合法人の必要な対応

農事組合法人における対応方向

対応方向としては、下記のとおりです。法人の経営実態を踏まえつつ、個別に対応を検討する必要があります。

1. 免税組合員のインボイス発行事業者化

免税組合員が課税事業者になれば、当該組合員に対する従事分量配当が仕入税額控除の対象となる。

2. 確定給与制の採用

確定給与は仕入税額控除の対象ではないため、法人が受けるメリットは薄れるが、代わりに組合員に対しては、以下のメリットが生ずる※。

- ① 農業所得の申告上は青色申告特別控除額は最大65万円となるが、給与所得になれば給与の年間総額に応じて最大195万円の給与所得控除の適用を受けることができる。
- ② 社会保険制度の適用により、社会保険料は労使折半となるため、個人の負担が軽減される。
- ③ 当該農事組合法人のみ給与の支給を受ける場合、年末調整により原則として所得税の確定申告が不要となる。

3. 組織変更

経営の多角化を目指す場合、株式会社等への組織変更も考えられる※。

※「2. 確定給与制の採用」ならびに「3. 組織変更」については、法人税法別表第三「協同組合等の表」に掲げる農事組合法人に該当しなくなるため、下記の影響があることに留意が必要

- ① 普通法人と同等の税率になる。
- ② 法人事業税非課税が適用されなくなる。* 畜産業、農作業受委託は元々適用外

4. 現状維持

課税事業者である組合員への従事分量配当のみ仕入税額控除する。